

参考資料

# 食料・農業・農村基本計画

平成17年3月

## 第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

(略)

### 2. 改革に当たっての基本的視点

(略)

#### (2) 消費者の視点の施策への反映

消費者が求め、消費者に選択される農産物や食品を供給することが、食料供給産業としての農業と食品産業が発展するための基本である。消費者の視点を反映させ、国内農業の生産性の向上や競争力の強化を図りつつ、食品の安全性の確保、食品流通の合理化や需要に応じた農業生産の促進等の施策を展開していく。その際には、消費者の信頼に応え、消費者から支持される食料供給の実現に向け、企業等の「社会的責任(SR)」の考え方も十分に踏まえつつ、農業団体や食品産業等の関係者の意識改革を促していく。また、消費者が、正しい理解に基づき、安心して安全な食品を選択できるよう、農産物と食品に関する正確な情報を提供していく。

### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化に的確に対応した施策の展開、食料自給率の向上に向けた施策の充実等に重点を置き、以下に掲げるように、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に講ずる。

#### 1. 食料の安定供給の確保に関する施策

##### (1) 食の安全及び消費者の信頼の確保

国民の健康の保護を最優先とした施策の展開により、食の安全や、消費者の食に対する信頼を確保する。

(略)

##### イ 消費者の信頼の確保

食品表示の信頼確保のため、国、地方公共団体や消費者による日常的な監視の充実、DNA分析技術の活用等により食品表示の適正化を推進する。

生産・加工・流通の各段階において、食品の生産や流通に関する情報が追跡・遡及できるトレーサビリティ・システム（生産流通情報把握システム）について、牛肉のトレーサビリティ制度を適切に運営するとともに、牛肉以外の食品についても、農業者・食品産業事業者による自主的な導入を促進する。

また、消費者に生産・流通履歴を始めとした農産物・食品の情報が正確に伝わるよう、JAS法に基づく規格と表示の充実を図る。具体的には、食品の生産履歴に関する情報に対する消費者の関心の高まりに対応し、平成17年度には農産物について、平成18年度には一部の加工食品について、それぞれ生産情報公表JAS規格を制定するほか、新たに流通情報に関するJAS規格を制定するための制度改正等に取り組む。さらに、従来の有機農産物及び有機農産物加工食品に加え、平成17年度に有機畜産物に関するJAS規格を制定する。

食品表示をさらに分かりやすいものに改善するため、「食品の表示に関する共同会議」において、食品の表示基準全般について見直しを進める。その一環として、加工食品の表示方法について、特色ある原材料の表示の充実や一括表示様式の弾力化を図ることとし、加工食品品質表示基準を改正する。また、主な原材料の原産地表示を進めることとし、平成18年度までに生鮮食品に近い加工食品の全てについて原則として表示を義務付けるほか、表示対象品目以外の品目についても表示を推進する。さらに、平成17年度に外食における原産地等の表示のガイドラインを整備し、これに基づき、外食産業による自主的な原産地等の表示の取組を促進する。